

2022 年 10 月 3 日

各 位

株式会社 北國銀行

財産形成預金規定改定のお知らせ

株式会社北國銀行（頭取 杖村修司）は、2022 年 11 月 1 日（火）より、財産形成預金規定を下記の通り改定いたします。

改定後の新规定は、規定改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されることとなりますので、ご了承ください。

記

1. 改定する規定と内容

（規定名）	（改定内容）
一般財形預金規定 ※①	「財形預金契約の証」の記載を削除 当行所定の方法による解約受付を追加
財形年金預金規定 ※②	
財形住宅預金規定 ※③	

2. 適用開始日

・2022 年 11 月 1 日（火）

《改定条項詳細》

- ※① 「Ⅰ－5. 預金の解約」、「Ⅱ－5. 預金の解約」、「Ⅲ－2. 届出事項の変更」、  
「Ⅲ－4. 譲渡、質入れの禁止」、「Ⅲ－6. 保険事故発生時における預金者からの相殺」
- ※② 「Ⅰ－4. 預金の解約」、「Ⅱ－4. 預金の解約」、「Ⅲ－4. 届出事項の変更」、  
「Ⅲ－6. 譲渡、質入れの禁止」、「Ⅲ－7. 契約の証の有効期限」、  
「Ⅲ－9. 保険事故発生時における預金者からの相殺」
- ※③ 「Ⅲ－2. 預金の支払方法」、「Ⅲ－3. 預金の解約」  
「Ⅲ－9. 届出事項の変更」、「Ⅲ－11. 譲渡、質入れの禁止」  
「Ⅲ－13. 保険事故発生時における預金者からの相殺」

以上